

函館市議会音声・映像記録貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市議会が会議の内容を広く市民に提供することをもって、市民と議会が情報を共有する開かれた議会の推進に寄与するため、会議内容を録音した音声記録または会議内容を録画した映像記録（以下「音声または映像記録」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 本会議

地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法律」という。）

第115条第1項前段に規定する会議で同条同項但し書きによる秘密会を除くものをいう。

(2) 委員会等

函館市議会委員会条例（昭和32年函館市議会条例第25号）

（以下「条例」という。）第2条各号、第4条第1項および第5条第1項に規定する委員会、函館市議会会議規則（昭和47年函館市議会規則第1号）（以下「規則」という。）第89条に規定する分科会および小委員会、規則第90条に規定する連合審査会ならびに委員協議会で条例第18条第1項または同条同項の準用による秘密会を除くものをいう。

(3) 会議内容を録音した音声記録

本会議または委員会等（以下「会議等」という。）の内容を録音したコンパクトディスク（CD）で当該会議等の日から5年を経過しないもの。但し、会議等の日から5年を経過しないものにあっても法律第123条第1項に規定する会議録、条例第28条第1項に規定する記録または同条同項の準用による記録が作成さ

れたもの（逐語により記録されたものに限る。）についてはこれを除く。

(4) 会議内容を録画した映像記録

本会議の内容を録画したデジタルヴァーサタイルディスク(DVD)で当該会議の日から5年を経過しないもの。

(貸出対象者)

第3条 何人も、この要綱の定めるところにより、音声または映像記録の貸出しを受けることができる。

(貸出しの申込み)

第4条 音声または映像記録の貸出しを受けようとするものは、別記様式により議長に申込まなければならない。

2 前項の申込みにより、音声または映像記録の貸出しを受けたものは、当該記録の返却前に新たな記録の貸出しを申込むことはできない。

(貸出の期間)

第5条 音声または映像記録の貸出し期間は、一申込み毎に貸出しの日から7日間を限度とする。

(貸出しの決定等)

第6条 議長は、第4条の申込みがあった場合、音声または映像記録を複製した後これを貸出すものとする。

2 議長は、前項の複製に期間を要する場合、貸出しを受けようとするものに当該期間を伝えるものとする。

(貸出対象者の義務)

第7条 音声または映像記録の貸出しを受けたものは、編集または抜粋等による内容の改変など著作権法（昭和45年法律第48号）の規定に反する利用を行ってはいけない。但し、第2条第1号および第2号の会議における発言者が、自身の発言に関わる部分について前段の利用をしようとする場合において、議長の許可を受けた場合はこの限りではない。

2 音声または映像記録の貸出しを受けたものは、当該記録を他人に
転貸してはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度議長が
決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱の施行期日は平成27年2月26日とする。

(函館市議会録音・録画テープ・DVD等貸出要綱および議会中
継等の映像・音声の取り扱いについての廃止)

2 「函館市議会録音・録画テープ・DVD等貸出要綱」および「議
会中継等の映像・音声の取り扱いについて」は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の期日の前日までに開催された会議等の音声お
よび映像記録の貸出しにあっては、第2条第3号に「コンパクト
ディスク（CD）」とあるのは「コンパクトディスク（CD）およ
びカセットテープ」とし、第2条第4号に「デジタルヴァーサタ
イルディスク（DVD）」とあるのは「デジタルヴァーサタイルデ
ィスク（DVD）およびビデオテープ」とする。

別記様式（第4条関係）

音声または映像記録貸出申込書

年 月 日

函館市議会議長様

(申込者)

住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 _____

下記記録の貸出しを申し込みます。

会議名	本会議・()委員会・()		
会議開催日	年 月 日～ 年 月 日		
必要な内容(発言者等)	貸出必要記録 CD・DVD・() CD・DVD・() CD・DVD・() CD・DVD・()		
返却予定日	年 月 日		

《事務局記載欄》

議事調査課長	主査	担当

上記のとおり申込がありましたので、当該記録を次のとおり貸し出したい。

貸出日	年 月 日	貸出数	
-----	-------	-----	--

返却確認日	年 月 日	返却確認	議事調査課長	主査	担当